○関東地方整備局告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線
三　事業施行期間　自平成二十六年九月十九日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区二葉四丁目、西大井六丁目及び西大井五丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第三十六号線
三　事業施行期間　自平成二十六年九月十九日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都足立区足立一丁目及び足立三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第四十三号線
三　事業施行期間　自平成二十六年九月十九日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都江戸川区東小岩六丁目、東小岩五丁目及び南小岩八丁目地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十九日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町松河原字河戸一八八番二から米子市淀江町今津字岸ノ前一四四番一まで	前	A 九・〇～一〇・六	八四・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一〇・六～一一・五	一三・六六キロメートル	
	後	A 九・〇～九・〇	八四・〇〇メートル	
		B 一〇・六～一一・五	一三・六六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

人事異動

内閣

三上　高廣

防衛大臣秘書官に任命する（九月十二日）

特命全権大使　河野　雅治

願に依り本官を免ずる（九月十六日）

河野　雅治

中東地域及び欧州地域に関連する諸問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表を命ずる（九月十七日）

外務省

（大臣官房文化交流・海外広報課国際文化協力室長）外務事務官　笠井　達彦

在ウラジオストク日本国総領事館総領事に転任させる（九月十五日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　武内　良樹

国際局長事務代理を免ずる（九月十三日）

農林水産省

矢島　匡　小谷実百子

日本中央競馬会監事に任命する（各通）（九月十六日）

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、電気通信産業労働組合から、賃金等の要求に関して、平成26年9月21日以降、同組合の組合員が従事する別記の職場（青森県、宮城県、福島県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年9月19日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別記

青森県　株式会社ＮＴＴ東日本―東北
宮城県　株式会社ＮＴＴファシリティーズ　東北支店
　株式会社ＮＴＴ東日本―東北
　株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー東日本電信電話株式会社　福島支店
福島県　株式会社ＮＴＴ東日本―東北
　東日本電信電話株式会社
東京都　東日本電信電話株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

鹿児島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月19日　鹿児島労働局長　岩崎　修

第4号中「1時間665円」を「1時間678円」に改める。

資料

機械受注統計調査報告（平成26年7月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年4月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年4月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。